

入札監視委員会の設置及び運営

第1条 委員会は、社長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

(1) 工事（契約金額が3,000万円を超えないものを除く。）並びに調査設計、役務及び物品調達（いずれも契約金額が3,000万円を超えないもの及びグループ会社との契約を除く。）にかかる契約のうち以下の契約（以下「対象契約」という。）に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。

ア 会社が発注した契約

イ 「関西国際空港の施設等に係る運用監視、保守管理等に関する協定書」に基づき
関西国際空港施設エンジニア株式会社（以下「KFE」という。）が発注した契約

ウ 「関西国際空港の情報通信システム及び設備に関する業務委託協定」に基づき
関西国際空港情報通信ネットワーク株式会社（以下「KNET」という。）が発注した契約

エ 「関西国際空港における警備・消防等業務に関する協定書」に基づき
関西国際空港セキュリティ株式会社（以下「KIAS」という。）が発注した契約

オ 「旅客サービス業務等に関する協定」に基づき株式会社関西エアポートエージェンシー（以下「KAA」という。）が発注した契約

(2) 対象契約のうち委員会が抽出指定したものに関し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約の理由及び経緯等についての審議を行うこと。

(3) 一般競争参加資格に関する不服申立てに係る再苦情処理及び公募型指名競争入札に係る非指名理由についての再苦情処理を行うこと。

(4) 契約事務に関する手続きのうち、発注方法や契約締結に係る内容についての報告を受けること。

(委員会の委員及び組織)

第2条 委員は、公共工事に関する学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、公正中立

の立場を堅持できる者のうちから社長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員3人で組織する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 第1条第1号、第2号及び第4号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）

は、原則として、年2回開催する。

- 2 第1条第3号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、再苦情処理の必要に応じ開催する。
- 3 定例会議及び再苦情処理会議（以下「会議」という。）は、非公開とする。

(意見具申又は勧告)

第4条 委員会は、報告の内容又は審査した対象契約に係る理由及び経緯等に不適切な点

又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、対象契約を発注した会社の社長（以下「当該社長」という。）に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

- 2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合に必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

(再苦情処理)

第5条 委員会は、再苦情の申し立てがあったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

- 2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を当該社長に報告するとともに、必要と認めるときは、これを公表することができる。
- 3 前項の報告は、再苦情の申し立てがあった日からおおむね50日以内に行わなければならない。

(委員の除斥)

第6条 委員は、第1条第2号又は第3号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

以上